

別添9（一廃・産廃共通）

届出書類及び添付書類(○印)	名称氏名	法定代理人	法人の役員	法人の株主又は出資者	使用人	住所事務所等の所在地	排出者等との取引関係	事業の廃止
一般廃棄物再生利用業指定（変更・廃止）届出書〔様式18号〕 産業廃棄物再生利用業指定（変更・廃止）届出書〔様式19号〕	○	○	○	○	○	○	○	○
《届出者が法人の場合》 定款 ^{※1} 又は寄付行為	○							
《届出者が法人の場合》 法人の登記事項証明書 ^{※2}	○		○			○		
《届出者が法人の場合》 ・変更する役員、株主 ^{※3} 又は出資者 ^{※4} 全員の住民票 ^{※5} の写し ・変更する役員、株主又は出資者全員の 登記事項証明書 ^{※6、※7}			○	○				
誓約書〔別紙9〕		○	○	○	○			
《届出者が個人の場合》 ・住民票 ^{※5} の写し ・登記事項証明書 ^{※6、※8}	○					○		
《届出者に法定代理人又は政令で定める 使用人がある場合》 ・変更する法定代理人又は政令で定める 使用人全員の住民票 ^{※5} の写し ・変更する法定代理人又は政令で定める 使用人全員の登記事項証明書 ^{※6}		○			○			
事務所及び事業場付近の見取図						○		
取引関係〔別紙2〕							○	
《再生輸送業の場合》 ・排出者、再生活用業者との取引関係を 証する書類 ・再生活用業者の指定証の写し							○	
《再生活用業の場合》 ・排出者、再生輸送業者等との取引関係を 証する書類 ・有用物の引取者との取引関係を証する 書類							○	
再生利用業の指定証	○					○		○

注：

・上記の必要な書類を順に並べたものを正副2部提出してください。

※1 申請日時点で原本証明したもの

※2 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）に規定する履歴事項証明書（全部事項証明書）

※3 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主

※4 出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

※5 本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の記載を省略したもの

※6 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付）

※7 株主又は出資者が法人の場合、その法人の登記事項証明書

※8 住所のみ変更の場合は、登記事項証明書は不要